

改正

昭和43年3月15日条例第10号
昭和43年9月27日条例第18号
昭和51年3月29日条例第12号
昭和56年4月21日条例第12号
昭和57年4月7日条例第14号
昭和59年12月25日条例第38号
昭和61年3月26日条例第6号
平成4年3月27日条例第8号
平成9年3月27日条例第12号
平成10年3月31日条例第14号
平成12年3月28日条例第20—1号
平成12年12月25日条例第37号
平成12年12月25日条例第39号
平成13年12月27日条例第47号
平成14年12月25日条例第23号
平成18年6月26日条例第28号
平成19年10月9日条例第14号
平成25年12月20日条例第29号
平成29年12月18日条例第24号
令和元年9月25日条例第17号
令和6年6月24日条例第20号

太子町水道事業給水条例

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、太子町上水道（以下「水道」という。）事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並に給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 太子町水道事業の給水区域は、太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第9号）第2条第2項第1号に定めるところによる。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1ヶ所で専用するもの。
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2ヶ所以上で共用するもの。
- (3) 連用給水装置 1個の水道メーターで2戸以上が専用又は共用給水装置で使用するもの。
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定による指定、若しくは同法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新をした太子町水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷が発生したときの復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(受水槽の設置)

第8条の3 一度に多量の水を使用する箇所、その他管理者が必要と認めた箇所には受水槽を設置しなければならない。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第10条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納（前条の規定により工事費の概算額を予納した場合は精算）された時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

（工事費の未納の場合の措置）

第11条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

（給水装置の変更等の工事）

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

（許可の取消）

第12条の2 指定工事事業者が施行した工事のうち、次の各号の一に該当するときは、当該工事の許可を取り消すことがある。

（1）申込者が他人の家屋又は土地に居住し、給水装置設置につき家屋又は土地の所有者の承認を得ていないとき。

（2）日時を指定して改造、補修又は一部の撤去を命じたにもかかわらず、これを施行しないとき。

（3）当該工事が不適當であり、また他に障害を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2 前項の工事の許可取消により工事申込者又は指定工事事業者に損害を生じても、町はその責を負わない。

第3章 給水

（給水の原則）

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても町はその責を負わない。

（給水契約の申込）

第14条 水道を使用しようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は、管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当するものは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届出なければならない。

- (1) 給水装置を共有するもの
- (2) 給水装置を共用するもの
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーター費の負担)

第18条 メーターの費用は、屋内給水装置の使用者（以下「使用者」という。）の負担とする。

2 前項の負担額は、別に定めるところによる。

(水道の使用等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき又は、その住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は、消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会をうけなければならない。

3 前項の規定により使用する私設消火栓の使用時間は、1回30分を超えることはできない。

4 私設消火栓の設置者は、火災または公益のために管理者及び消防団員が使用するときは、これを拒むことができない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

第22条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、次の各号の区分により算定した料金の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82並びに第72条の83に規定する地方消費税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 水道料

基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）	
水量	料金	水量	料金

10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え	
		30立方メートルまでの分	100円
		30立方メートルを超え	
		50立方メートルまでの分	105円
		50立方メートルを超え	
		80立方メートルまでの分	110円
		80立方メートルを超える分	120円

(2) メーター使用料

口径	使用料金（1個1ヶ月につき）
13ミリメートル	60円
20ミリメートル	80
25ミリメートル	120
30ミリメートル	180
40ミリメートル	240
50ミリメートル	50ミリメートル以上のものは給水装置者の負担で装置すること。

2 前項第2号のメーター使用料は、管理者が別に定めるものについて徴収する。

(料金の算定)

第25条 料金は、2月ごとに使用水量を計量し、その水量によつて料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者はこれを変更することができる。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他必要があると認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの基本料金は、1ヶ月として算定する。ただし、使用水量が基本水量の2分の1以下、かつ、使用日数が15日以内のときは、基本料金の2分の1とする。

2 集合住宅用に供するもので1個のメーターで2戸（箇所）以上の使用水量を計量するときの料

金は、使用者等の申請により、各戸（箇所）の使用水量が均等で、かつ、口径13ミリメートル以上のメーターが各戸（箇所）に設置されているものとみなして、各戸（箇所）ごとに算定した額の合計額とすることができる。ただし、管理者が適正でないと認めたときは、この限りでない。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

（料金の徴収方法）

第29条 料金は、納額告知書又は集金の方法により検針月に徴収する。ただし、管理者が必要あるときは、数ヶ月分をまとめて徴収することができる。

（料金納付後の増減精算）

第30条 料金納入後その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めたときは、翌月徴収の料金で精算することができる。

（手数料）

第31条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

（1） 第7条第1項の規定に基づく指定をするとき。

1件につき 20,000円

（2） 第7条第1項の規定に基づく指定の更新をするとき。

1件につき 20,000円

（3） 第7条第2項の規定に基づく設計審査をするとき。

1件につき

口径 20ミリメートル以下 300円

口径 50ミリメートル以下 500円

口径 75ミリメートル以上 1,000円

（4） 第7条第2項の規定に基づく工事検査をするとき（1回につき）。

口径 20ミリメートル以下 1,200円

口径 50ミリメートル以下 1,500円

口径 75ミリメートル以上 3,000円

(5) 第20条第2項の消防演習の立会をするとき。

1回 200円

(6) 新規開栓を除く開、閉栓1回につき 300円

(7) その他特別の場合は、その都度、別に管理者が定める。

(8) 工事請求後その取消をした場合は、既納の手数料は、管理者の認める特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(加入金)

第32条の2 給水装置の新設又は変更（給水管の口径を増径する場合に限る。以下この条において同じ。）をしようとする者は、次の表の区分により、同表に掲げる金額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び地方税法第72条の82並びに第72条の83に規定する地方消費税額を加算した額（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。ただし、変更をする場合の加入金の額は新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	180,000円
30ミリメートル	300,000円
40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル	5,000,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める

2 加入金は、工事の申込みの際に納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、別にその加入金の納付期日を定めることができる。

3 第1項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者等が、第8条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金及び、第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者等が、正当な理由がなくて、第25条のメーターの点検、又は、第33条の検査を拒み、又は、妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれある器物又は、施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、それを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の損傷、その他の事由により必要と認めたとき。
- (2) 利用者等が60日以上給水装置を使用しないと認めたとき。

(先行配水管負担金)

第36条の2 管理者は、将来の給水に応じるため、先行して配水管及び配水施設等（以下「先行配水管等」という。）の新設をした場合には、完成後に当該先行配水管等から給水を受けるための

申込者に対し、先行配水管負担金を課すものとする。

2 前項の負担金は、管理者が別に定めるところによる。

(過料)

第37条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の規定による承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条のメーターの点検、第33条の検査、又は、第35条の給水の停止を拒み、又は、妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第24条の料金又は、第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 町長は、詐欺その他不正の行為によつて第24条の料金又は、第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第39条 削除

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月15日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度4月分使用料から適用する。

附 則 (昭和43年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日条例第12号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、第24条(1)水道料については、昭和51年4月検針分から適用する。

附 則 (昭和56年4月21日条例第12号)

この条例は、昭和56年6月1日から施行し、第24条(1)水道料については、昭和56年6月検針分より適用する。

附 則 (昭和57年4月7日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月25日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月26日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前第18条の規定により許可を受けていた者に係るメーターの使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年3月27日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の太子町水道事業給水条例第24条第1項の規定は、平成4年7月検針から適用する。ただし、毎月検針を除き平成4年7月検針において算定した料金については、前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から2月の月数を前回確定日か

ら今回確定日までの期間の月数で除した月数、平成4年8月検針において算定した料金については、前回確定日から1月の月数を前回確定日から今回確定日までの期間の月数で除した月数に係る部分については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成9年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であつて、適用日から平成9年4月30日までの間に料金が確定するもの（適用日以後初めて料金が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の給水条例第24条第1項に規定する料金に乘じる率については、なお従前のとおりとする。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のとおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金を前回確定日（その直前の料金が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成10年3月31日条例第14号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第20—1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第37号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第39号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6章の改正規定は、平成15年4月1日から施行

する。

附 則（平成18年 6 月26日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の規定により管理者等の字句の刷込みがなされている帳票等で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができ、効力を有する。

附 則（平成19年10月 9 日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の太子町水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降の使用に係る料金に適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、毎月検針を除き、2以上の月にその使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、各月の使用水量は、各月均等とみなす。ただし、施行日前の中途に使用を開始したときは、当該使用水量に係る料金は、各日使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 4 前項（ただし書を除く。）の規定による施行日前から施行日を越える使用期間の使用水量の算定の基礎となる検針日は、毎月 1 日とみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から平成26年 4 月30日までの間に料金が確定するもの（適用日以後初めて料金が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の給水条例第24条第 1 項に規定する料金に乘じる率については、なお従前の例とする。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前の率を適用する部分は、同項に規定する特定料金の

うち、適用日以後初めて確定する料金を前回確定日（その直前の料金が確定した日をいう。前回確定日が存在しない適用日以前に開栓使用した者にあつては、開栓日をもって前回確定日とみなす。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 5 改正後の給水条例第27条第2項に規定する集合住宅等に供する料金の算定は、所有者等の申請が承認された日以後初めて料金が確定するものから適用する。

附 則（平成29年12月18日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日条例第17号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年6月24日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。